

鳥取県LED照明器具への買換え応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県LED照明器具への買換え応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「補助事業者」とは、本補助金の交付決定を受ける者をいう。
- 2 この要綱において「対象者」とは、県内住居に居住する者であって、現に設置されている既存の照明器具を第4項に規定するLED照明器具に買い換える世帯をいう（法人、個人事業主等の事業活動を行う者は除く）。
- 3 この要綱において「登録販売店」とは、補助事業者が別途定める鳥取県LED照明器具への買換え応援事業補助金に関する手引き等（以下「手引き等」という。）に基づき登録された県内に実店舗を有する販売店をいう。
- 4 この要綱において「対象製品」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく、照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号）に掲げる基準を達成したLED照明器具であって、手引き等に定めるものをいう。
- 5 この要綱において「販売期間」とは、登録販売店が対象製品を販売する期間であって、その期間は間接補助事業を始める日から令和8年12月31日までとする。

(交付目的)

第3条 本補助金は、エネルギー価格高騰の影響による家庭のエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図るため、家庭内の消費電力量割合の大きい照明器具を省電力なLED照明器具への買換えを支援することを目的とする。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- (1) 補助事業のうち、別表第1欄(1)の事業については、対応する別表の第2欄に掲げる者
- (2) 補助事業のうち、別表第1欄(2)に掲げる補助事業（以下「間接補助事業」という。）については、対応する別表の第2欄に掲げる事業者（以下「間接補助事業者」という。）が行う間接補助事業に要する同表第3欄に掲げる補助対象経費の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表第5欄に掲げる者
- 2 本補助金の額は、以下に掲げるとおりとする。
- (1) 別表第1欄(1)の事業については、補助対象経費の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第6欄に定める率を乗じて得た額以下とする。ただし、同表の第7欄に定める額を限度とする。
- (2) 別表第1欄(2)に掲げる間接補助事業については、間接補助事業に要する同表第3欄に掲げる経費の額以下とし、間接補助率は同表の第4欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の第7欄に掲げる額を限度とする。
- 3 本補助金とは別に県から補助金等を受けている場合について、重複する対象経費を補助対象とするかは脱炭素社会推進課長が別に定める。
- 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、令和8年3月5日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定す

る人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 補助事業者は、第4条第1項第2号に規定する間接補助事業の実施に係る補助金(以下「間接補助金」という。)を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(補助金等進捗状況報告の時期等)

第11条 規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告書は、各年度(第13条の実績報告に係る年度を除く。)について、翌年度の4月20日までに、様式第4号により行われなければならない。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了年月日又は中止若しくは廃止の日から5日を経過する日若しくは令和9年3月12日のいずれか早い日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第13条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（概算払）

第14条 本補助金の一部は概算払により交付するものとし、その交付額、交付時期等については、別に通知するところによる。

（財産の処分制限）

第15条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、脱炭素社会推進課長が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

第16条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、脱炭素社会推進課長が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（雑則）

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、脱炭素社会推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月24日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間 接 補助率	5 間接交 付主体	6 補助率	7 限度額																						
(1) 鳥取県LED照明器具への買換え応援事業に係る事務費補助事業	補助事業者	本事業に係る以下の事務費 印刷費、広告宣伝費、郵送料、会場賃借料、旅費交通費、通信費、振込手数料、消耗品費、人件費、委託料その他諸経費	/	/	10/10	35,000 千円																						
(2) 鳥取県LED照明器具への買換え応援補助事業	対象者及び登録販売店（ただし、両者が共同で事業を実施する場合に限る）	<p>登録販売店が対象者に販売する対象製品の価格に係る経費（設置に係る経費等は除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助は、販売期間内に対象者と登録販売店が共同事業により対象製品について売買契約を結んだものであって、対象者への補助は1回限り。 ・対象者への補助金の上限額は10,000円。 ・販売する対象製品の価格が2,000円未満の場合は、補助対象としない。 ・対象製品ごとに補助額を算出し、合算で補助金額を算定する（製品価格の合計額ではない）。 	10/10	補助事業者	定額	<p>10,000円×申請件数</p> <p>・単体の対象製品の価格に対する補助額</p> <table border="1" data-bbox="1469 616 1980 1102"> <thead> <tr> <th>対象製品の価格 (税抜)</th> <th>補助額 (定額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2,000円から3,999円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>4,000円から5,999円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>6,000円から7,999円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>8,000円から9,999円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>10,000円から11,999円</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>12,000円から13,999円</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>14,000円から15,999円</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>16,000円から17,999円</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>18,000円から19,999円</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>20,000円以上</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table>	対象製品の価格 (税抜)	補助額 (定額)	2,000円から3,999円	1,000円	4,000円から5,999円	2,000円	6,000円から7,999円	3,000円	8,000円から9,999円	4,000円	10,000円から11,999円	5,000円	12,000円から13,999円	6,000円	14,000円から15,999円	7,000円	16,000円から17,999円	8,000円	18,000円から19,999円	9,000円	20,000円以上	10,000円
対象製品の価格 (税抜)	補助額 (定額)																											
2,000円から3,999円	1,000円																											
4,000円から5,999円	2,000円																											
6,000円から7,999円	3,000円																											
8,000円から9,999円	4,000円																											
10,000円から11,999円	5,000円																											
12,000円から13,999円	6,000円																											
14,000円から15,999円	7,000円																											
16,000円から17,999円	8,000円																											
18,000円から19,999円	9,000円																											
20,000円以上	10,000円																											